



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農業近代化のための“家族協定農業”に関する諸問題
Author(s)	小池, 草仁
Citation	北海道大學教育學部紀要, 17, 89-108
Issue Date	1970-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29053
Type	departmental bulletin paper
File Information	17_P89-108.pdf



農業近代化のための 「家族協定農業」に関する諸問題

A Study on the “Father and Son Agreement Farm” for Modern Agriculture

小 池 章 仁

Akihito KOIKE

概 要

我が国の農業の近代化がさげばれてから久しいが、その意味するところは、農業技術の面に力点がおかれ、農村社会の近代化、とりわけ農家における近代化については、特にその基礎となる点において、あまりふれられていなかったといえよう。したがって、それに伴う農民教育、農業後継者教育も農業技術の面に重点をおいたカリキュラムや、講師の選定がおこなわれてきたのである。しかし、農業と他産業との格差があまりにも開きすぎた現在において多くの問題点が指摘されてきた。しかし、我が国の産業において農業のしめる位置は大きく、その近代化が必須となってきたのである。

ここに、「家族協定農業」とか「父子契約農業」など西欧で行なわれていた諸制度が我が国に紹介されるや否や、ただちにとり入れた専業農家があり(広島県の例)、そのどの農家においてもその経営が円滑にいき、家族の構成員の一人一人の将来が安定し、保障される方向でとりきめられたとみてよい。しかも、この「家族協定農業」をとり入れる農家は、激増しつつある。しかし、一般農家においては手さぐり状態でありこれら農民の教育、農業後継者教育を推進させていくのに最も期待されているのは、農業改良普及員などによる役割、学校教育の場である農業高校の果たす役割が大きいといわざるを得ない。

「家族協定農業」の協定内容をみていくことは即、その農家において何が一番問題となっているかをしめしていることになる。

したがって、今まで結ばれた協定内容を分析することによって、我が国の現代農村の問題点をうきぼりにし、これからの農民教育、農業後継者教育をおしすすめる重要な手がかりになってくるわけである。

「家族協定農業」は、単に「農業後継者」確保とか人手不足解消のためのみの対策としてみることは一面的で、「家族協定」が農村社会、農家の近代化に果たす役割は、非常に大きいといわざるを得ない。論文の構成は、

第1章においては、この研究の意図

第2章においては、わが国における家族協定農業と教育

第3章においては、諸外国における家族協定農業の背景

第4章においては、総括と今後の課題

となっている。

目 次

第1章 研究の意図

第2章 わが国における家族協定と教育

第3章 諸外国における家族協定農業の背景

第4章 総括と今後の課題

第1章 研究の意図

我が国における経済の高度成長と農業人口の流出に対応して農業近代化の担い手としての新しい農業後継者の教育、確保が今日の重大な問題となっておりと同時に農村の近代化がさげばれている。

しかし、農業後継者をうけいれるべき農村には余りにもこれを阻害する要因が多いといわざるを得ない。

すなわち、因習におおわれた家族関係・労働問題、他産業との所得格差、農村内における貧富の差等は急速に解決でき得るものではない。

このような現状のなかで農業の近代化は必須であり、これなしには農民の幸福はあり得ない。

このように現実と将来の方向の中で農業後継者を如何に教育し確保するかは、改めて重要な段階にあるといえる。

この時、全国にとりいれられ急速にひろまった「家族協定農業」はこれに應えるものとして高く評価されようとしている。

ことに全国農業会議所が中心となって検討がすすめられ、また各地において農業高校、農業改良普及員による熱心な現地教育がおこなわれているが、この円滑な導入方法、すなわち農民教育こそが今後の課題といえるのである。

研究の目的についてはあらかじめつぎの点を指摘しておきたい。

- 1) 家族協定という新しい課題がとりあげられ、家族協定のねらいとするものは何か。
- 2) 我が国における家族協定農業実施農家の実態についての事例の検討。
- 3) 農業青少年の家族協定にたいする意識
- 4) 我が国における家族協定のあり方と農業後継者のモラルを高め近代的農業経営によって生計をたてるために家族協定をいかに導入するか。

を明らかにすることにある。

「家族協定農業」は表面的には、農業後継者の確保が目的で、全国農業会議が農林大臣の「農業労働力流出に伴う問題と方策」についての答申中、「家族協定」の確立をうちだし全国的な問題として注目されるにいたった。一方、農業近代化の指導者のすすんだ努力によって広島県・山口県・茨城県・北海道等においてその地域社会に夫々密着した方式で推進されてきたといえる。

これらのプロセスのなかで次第に「家族協定」の本質的なねらいや目的が明確になってきた。すなわち家族協定農業は「家族農業経営において農業後継者が意欲的に

農業を経営しようとする条件の確保」であり、このための家族関係の近代化や、農業経営の近代化をすすめていくというものである。このような点から今日の我が国においては農家、指導機関もこの導入については真剣にとりくむ必要があるといえるのである。

しかし、家族協定農業にたいする批判と問題点がいくつかあげることができる。

すなわち、家族協定にたいする批判としては、①家族協定農業を行なう以前に農業そのものが他産業との格差がなくなるよう努力すべきである。②家族協定農業は日本農業のゆがみの上にできたものにすぎない。

また問題点としては、①日本人の現在までの生活感覚からして親子の間柄で契約とか協定とかはしっくりいかないのではないか。②零細な経営規模の多い我が国においては無理ではないか。③欧米と我国との生活の感覚がちがう。すなわち夫婦単位の農家の親子の場合と同一に考えるのは問題である。④民法、農地法、相続税法等諸種の現行制度の中では無理である、等々があることが明らかとなった。

このように、この研究は農村における青少年をとりまく現代農村における問題を明確にうきぼりさせ、今後の教育をいかにすすめていったらよいかという課題の一方向を考察するにある。したがって現在、我が国の農村において、もっとも問題となっている点はなにか、ということが解明されずには農村における青少年の教育は幾分焦点のはずれたものになってしまうことは否定できないであろう。

我が国にかぎらず世界的に農村における問題、農業の問題は多い。

それは、大きくわけて、農産物の生産の面と、農村の社会の面にわけられる。

農産物生産の面においては、農業の近代化の代名詞となっている農業の技術面、すなわち農業の機械化、農業構造改善事業、その他があげられるが、ここでは、それらの点については、今までかなりの研究もなされているのでとりあげない。

すなわち、ここでとりあげるのは前述した後者の面であり、農村における社会の面における問題についてとりあげていこうということがねらいである。

この面については、その近代化のために幾多の農民自身、農業関係者、研究者の努力がなされてきてはいるが、農業技術面の研究よりもたちおくれているといわざるを得ないのである。

したがって、この視点にたった研究は、ここでは一考察にすぎないかもしれないが、ますます重要性を増していくことが予測される。

さいきん、我が国農村にかぎらず、世界的に家族協定農業(父子契約、親子契約、Father and Son Agreement Farm)を行なう農家が増加してきていることは注目に値いし、このことをうらがきしているとみてよい。そして、農村生活における問題点の解決が家族協定という形でおこなわれたといえるのである。

第2章 我が国における家族協定

家族協定農業(父子契約、親子契約)の概念を整理してみると、つぎのようにいえる。

すなわち、家族協定農業とは、親と子を中心とする家族間の話し合いによって、農業経営と農業生活のうえで、家族それぞれの分担を決め、その家庭に応じ、それぞれの労働報酬と責任を一定の約束のもとに実践し、家族相互の新しい人間関係をつくり上げるための契約である。

すなわち、我が国においては親は老後の安定をはかり、あとつぎは意欲的に農業経営に参加し、嫁としゅうとめといった不安定な女性の立場を改善して近代的な家を実現し、家族の持つすべての力を、農業の近代化、経営の拡大に向けようとするのが、「家族協定農業」のねらいである。

新しい農村の経営形態として、家族協定農業がなぜクローズ・アップしてきたか、その背景をつぎにのべてみたい。

我が国においては、かつては農村問題といえば、農家の二・三男対策をさししめすがごとく大きな位置をしめていた。

ところが、昭和35年くらいからの情勢をみると、二・三男どころか、農家にとって必要不可欠な「農業後継者」まで離農する傾向が強くなって、問題は、まったく逆の立場から、いかにして「農業後継者」を確保するかが、農村において、もっとも重大な問題となってきたのである。

一方、最近の日本経済はめざましい発展をつづけ、とくに工業の発展にともなって、地方都市には工場が進出し、耕地の中には住宅地が造成され、都市における人手不足がさげばれてきたのである。

このような状況のなかで、都市への人口流出がますますはげしくなってきたのである。

しかし、農業はけっして軽視されるべき存在ではない。近代化されたうえでのその役割は、むしろますます重要になってくると思われる。ただ、今のままの農業のあり方でよいかどうか問題であって、現代農村の悩みもここに由来する。農業後継者までが都市に流出する要因は、第1に農業以外の産業と比べてまだまだ農家の所

得水準の格差が大きいということ、第2に農村生活環境(文化施設、厚生施設)の不備、さらに農業経営における家族関係の非近代性等がその主因であることがあきらかにされた(注)。

単に農村から労働力としての人口が他の産業に流出するということだけならば、ある意味では農業の近代化に役だつともいえる。というのは、日本の農業は狭い耕地の上に必要以上の労力をつぎこむ農業経営をおこなってきた。したがって労働力が不足してくることは、少ない労働力でいままでの経営を維持していくためにも、経営の合理化によってその労働の生産性を高める必要にせまられて、農業を近代化するためには絶好の機会になるはずなのである。

ところが、事態はそうではなく、若年労働力の都市への流出により、近代化の意欲を喪失しているのが現状である。

ここで、学校教育をはじめとする教育機関の役割を問題にしないわけにはいかない。

義務教育をうけ終ってからの道は大まかにわけて3つある。それは、上級進学か、他産業就職か、在家庭にあって家の手伝いをするかである。そこで、前2者を選択するものは農村を離れていく傾向にあり、結局最も大きな問題は、在村者の質の問題ということになってくる。このような傾向のまま進んでいけば、おそらく農村と都市との間には人材の大きな断層が生じてくることは明白である。

農村を離れる若年労働者が、その農家の後継者であるかどうかによって問題はさらに深刻化するわけであるが、最近の実情では、その農業後継者が農村の生活をきらい、離農する傾向が強く、とくに成績のよい子供は、無理をしても進学の道を運ぶ。しかも、進学の道はまた離農に通じているので、農業に残る者は成績の悪いものという結果を生み、逆にその傾向が優秀なものの離農を促すという悪循環を生じている。さらには、すでに農家に残った人たちまで他の産業に職を求め、あるいは農家の経営主にまでその傾向が現われてきているのが現状である。その結果、農村では老人や他の部門に流出の出来ない主婦たちの労働にたよらざるを得ないことになった。

現在では、老人と婦人が農業労働の主力をなし、農業就業人口の約60%が婦人労働力であるという結果を生んだ。

つぎに、農村での深刻な社会問題になっていることは、農村に腰をおちつけた青年たちの配偶者の確保の問題である。

これは、若い女性が農業労働をきらい傾向が強くなっ

(注) 昭和37年全国農業会議所

たという理由のほかに、農家生活のうえでの女性の立場、嫁の座のあり方に根深い問題があると考えられる。

農家に嫁つぐ女性がなげ少ないのか。その経済的な貧しさもあるが、しかし、若い女性のきらうものは、農村家庭の姿、時代おくれな嫁の座なのである。嫁としゅうとめとの関係がよく話題になるけれども、そのしゅうとめをも含めて、すべて女性の立場というものが、農家生活の中では、ほとんど認められていないところに問題がある。

つぎに問題になる点は、両親たち年寄りの悩みである。このままで若い人達に村を見放されていったなら年寄りがいづまでも苦勞をつづけることになりはしないかという、老後の不安である。

子どもたちの意を迎えるために、オートバイを買って与えたり、ティラーを買ったりという対策では、家を離れようとする若者たちを引きとめておくこともできないと嘆く両親も、それ以上の方策もたないままに悩んでいる。農作業といっても、今の農村における健康のレベルでは、もう55歳あたりを峠にして苦しさを増してくる。老後の安らぎを見だしたい定年である。その定年も近づくに、あるいは過ぎてしまったのに、あとつぎが見つからないという不安は両親たちにとっては将来を絶望するにも等しい。

このように現実の農村の姿をみると、憲法の理想とは、ほど遠いものがある、それは経済的な貧しさばかりがその原因ではないのである。

例えば、現代農村の大きな悩みである、嫁取り難の問題にしても、多くの農家では、嫁の座というものがあまり省みられない。嫁がくることは、単なる無償の労働力が1人ふえたにすぎないとすれば、若い女性が初めから相手にしないのも当然である。

しかも農家の住居の構造をみても家族雑居型が多く、ふす間をへだてて親子兄弟が雑居している。

このようなことがわかっていても、家族の間でそれを話し合ったり、改善を相談できるような親と子の共通の場がなく、ばらばらのまま時流に押し流されているのである。

若い青年たちと話し合ってみても、こづかい銭にも不自由するような現在の立場を嘆く者が多い。すなわち、農村の青少年はただ奉公ではいやだといい、親の立場からいえば、俺たちの時代はそれで過ぎてきたのだという。ここに世代の断層がある。

我が国で最初に父子契約を行った関根町における農家の「さいふ持ち」調査によると、20歳から30歳までの「さいふ持ち」が4.6%と比較的少ないのは、世代の交替がおくれていることを示しており、また、50歳以上が

49.3%もあることは注目される。

仮に親が60歳になれば、その子の年齢はふつう30歳を過ぎるとみてよい。そうして30歳を過ぎれば、たいてい子供の一人や二人ぐらいい持っている。それにもかかわらず一家の経済は親がにぎり、金銭の自由も子はもたないということになる。

すなわち、老後の不安が、心ならずも、後継者の芽を摘んでしまうという幾世代にもわたる悪循環を繰り返す、それを断ち切れないのが多くの農家の姿であり、ここにも、現状のままでは、解決のためのふたつの世代の共通の場が見当たらないのである。

以上、農村における問題点のいくつかを述べたが、結局は近代農業をうちたてる大前提として、農村での「家の近代化」が根本的な問題であり、両親には老後の安定を、子には農業に対する夢と自信を、現実の上で実現する機会を与えるような、なんらかの施策が肝要になってくるのである。

農家の一人一人を血の通った人間として考え、今までの「家」の中に新しい人間関係をつくり上げていく、そして、その中からあらたな意欲と協同の精神を盛り上げていく、これが家族協定農業（親子契約）のほんとうのねらいなのである。

これからの農業は、これまでの安易な伝統的農業、伝統的農業生活を充分反省した上で、そこから脱皮し、新しい農業経営形態をつくり、有能な農業者に働きがいのある農業とし、家庭の主婦に生きがいのある、努力がいのある家庭生活とすることが、痛感されるのである。このような農村生活の改革は、一方においては農業生産の面から、他方においては家庭消費の側面から男女分業、分担の範囲を明らかにし、各自が責任をもって協力し合うようにする時に、初めて達成することができ、わが国農村生活に新生面を開拓することができるのである。

ここにいう「農村生活の改革」については、その手がかりがなかなかつかめないままに過ぎてきたが、「家族協定農業」を実践することによってその解決は可能なのである。

我が国における家族協定農業の実施状況をみると、秋田・宮城・福島・群馬・茨城・三重・広島・山口・北海道で総数2,900戸にのぼっている。（昭和39年12月農林省統計調査でおこなったもの：文書で契約をとりかわしているもの、口答で月給制をとり入れているといっているものを含む）

北海道においては、昭和42年度調査で文書による契約農家数は約200戸である。

家族協定農業がなぜ我が国でおこなわれるようになって

農業近代化のための「家族協定農業」に関する諸問題

たかをみると欧米（アメリカ・西ドイツ・フランス）が、法律にもとづいておこなっていたものを、昭和39年6月付農政通達によって「家族協定」の指針が明らかにされたことにはじまる。

これが農業改良普及員を通じて一部農家にとり入れられたのである。

これと相前後して、我が国の家族労作計画において、単に物質的な側面からの近代化をおすすめるのは不充分であるとの見解を日本農業会議で昭和38年農林大臣に示めされたのである。

北海道においては、昭和38年4月十勝清水町、沢本家が、「家族協定農業」実施農家第1号として誕生した。

そして、昭和44年現在では、旭川29戸、森町30戸、厚真町2戸、早来町2戸などが実施せられ、南幌町においては高校教育（農業課程）の段階で行っている。また、美瑛町、北村町でもその萌芽がみられる。

このなかで、「家族協定農業」を実施するにあたり、特に問題となっている点については、従来、少くとも親子の間で契約するという、あるいは協定をおこなうという慣行のなかった農家において、個人の権利・義務を強く主張するといった国柄の制度をいきなり我が国農村に持ちこんでくるといふ点には問題がある。しかし、その考え方を整理していくことによって将来に展望が開けてくるであろう。

アメリカにおいては、息子が父親の財産を買いとるといふ例は少なくない。

フランスの例をみると、1960年、農業に関する法律が作られた。

西ドイツでは1957年、老齢農民援助法、すなわち農民の老後の保障にかんする法律が制定された。

我が国においては、農地一括生前贈与の特例（贈与税に対する便宜をする）が考えられたが、農業後継者に一括に農地等不動産が贈与されることになると、法的には一括贈与は均分増与にひきもどされるという解釈がなりたち問題点となる。

農地という重要な生産手段を息子に贈与するのであるから、この場合かならず、協定事項には、両親の老後の保障条項をいれている。また、その資金面においても考慮されている。

生産性の高い農業を行っていくためには農業技術のみに偏することなく、やはり農家の近代化、それも諸外国のような例をそっくり我が国に移入するのではなくして、それを充分消化し我が国農村にも適合するような形にして法制上の確立をはかる必要がある。

しかるに我が国では、このことについてはあまり力を入れていないのが現状である。

ここで、家族協定農業について、その協定内容について検討してみようと思う。すなわち、

① 農業後継者の年齢によって、協定事項がちがうことが指摘される。すなわち、婚前の20歳前においては、その協定内容に教育的な面が含まれているということである。

たとえば、農業経営主たる父親が、農業後継者たる子を手元において、いわゆるO.J.T.をおこなうといった点を入れ、次第の農業経営者として育成していくといった項目が多いのである。

② 農業後継者の結婚後においては、かなりの経営にしめる地位をはっきりと確認することが多くなっている。

すなわち、農業後継者が結婚すると、経営権（財産権とはちがう）を委ねてしまう場合が多くなってくるのである。

③ つぎに、さらにすすんで農業後継者の嫁の座といったものも確立することが多くなっている。たとえば、結婚した時にはあらかじめ妻の座の地位を決めておくことがある。

④ さらに農業後継者が農業経営について実力がついてくると、財産権を一部わたしていく（5年後とか10年後）といった項目がでてくる。現行の税制上の運用面においては、基礎控除額が40万円であるので、それ以上は非常に高くなっていく点があげられる。

したがって、一方においては、農地取得税、一方においては譲渡税がかかってくるということで税制の面からも問題点がある。

「家族協定農業」の今後の課題については、農業効果において、もっとも発展するのは40～45歳ぐらいだといわれているが、そういう時期に新しい農業後継者に経営権限や財産（土地）を分けあたえモラルを高めていくということは、農業経営経験に富んだものと、柔軟な頭脳をもったものと一体化となり、新しい農業の展望がひらけてくるのではないかという期待があるのである。

一方、農業の法人化が行われてくる傾向がある。すなわち、企業、農業法人といった新しい形態がでてくる。しかし、これにかかわって農家に適合した「家族協定農業」がはたすという見方がでてくるのである。

すなわち、過渡的な形態として「家族協定農業」は位置づけられるかも知れない。

現在、「家族協定農業」を行っていない農家においても法人化といった新しい形態に志向する傾向はみられる。

これは何を意味するのかというと、「家族協定農業」は、単なる農業法人化に志向するプロセスとしてのみ見

ることはできないということである。

すなわち、我が国農家の従来の旧い家族関係のあり方を改善していくのが、「家族協業協定」であるといった方向づけを期待されているということである。

したがってこれの意とするところは、単に月給を支給するとか、農業経営の一部を農業後継者にまかせるといったとりあげかたでなく、農業後継者に将来に対するビジョンをもたせると同時に、責任ある農業経営参加ということが目的なのである。

「家族協業協定農業」の対象者は、必ずしも、経営主たる親、農業経継者たる息子だけではない。

すなわち、その対象は、農業後継者の父母、農業後継者はもとよりその妻、孫もその対象となるわけである。

したがって、「家族協定農業」はいろいろな名称でよばれている。(例えば「父子契約」、「親子契約」などという呼称よりも、より適切であるように思われる。)

欧米では、「家族協定」においても、法的にすぐ履行しなければ、裁判にもちこむケースが多い。しかし、我が国では、まだその例はなく、もし、家族間の対立がおこっても、家族内で解決していくという傾向が強い。これが欧米と我が国の社会制度や生活感覚の相違とみることができる。

「家族協定農業」よりも、近代的であるとみられる農業共同経営は、一部を除いては人間関係の面で成功した例は少ない。成功しているのは同族で行っているところが多い。

「農業共同経営」は、「家族協定農業」とは質的に違っており、農業法人化、農業の企業化とみることができ、また税対策といった特典も大きな位置をしめている。

「家族協定農業」の将来のビジョンを考えれば、農家に定着していくとみてよい。それは、農業法人にした方がよいという価値判断によってちがってくる。

作目別にみると、本道においては、「家族協定農家」は、米作地帯に多い。つぎにわずかではあるが、酪農・果樹経営農家の順になっている。

しかし、国としての施策としてはとりあげられていない。

それにもかかわらず、農家からの「家族協定農業」にたいする要望が多いので、農業改良普及員の果す役割が大きい。(例：本道森町農業改良普及員、時田氏など)

「家族協定農業」の主たる目的は、農業後継者の確保にあったとみてよい。しかし、この問題をきっかけとして農家の近代化をすすめることに役だつ、すなわち、新しい農業経営の発展を期待するといった点で、将来の発展につながっていくものになったことは否めない。それは、特に北海道においてその傾向は著しいとみることが

できる。

従来我が国農村になかった「協定」とか「契約」といったものを農村に導入したことが非常に大きな刺激となる結果となってきたといえるのである。

しかし、府県ではかなり、消極的である。

すなわち、兼業をすすめているようなありさまである。

したがって、家族協定は、自立農家すなわち、兼業を行っていない農家においてその意義が大きいとみてよい。

以上のべてきたように、我が国における家族協定農業については、現在、農業における後継者の確保が深刻性を増してきたということがあげられる。

これは、昭和30年代になってから、それまでの、農村における過剰人口についての問題点から、長男をもふくむ若年労働力の農業以外へのいちぢるしい流出が、家族農業経営の存続にとって重大なる危機をもたらしているからである。

これは、高度な資本主義経済成長の下での生産性の低い部門、旧来の家族経営によって営まれているなどの二重、三重のギャップのなかにあって、農業後継者問題が避けえないものであることが明白になってきたのである。

封建社会下にあったは、農業後継者は制度的に確保され、また産業の格差も現在と比較にならなかったことに對し、資本主義下の家族農業経営の場合には、固有の再生産の機構をもっていない、ということがあげられる。

家族経営が、家族経営として親から子へと世代を越えて存続するためには個別的かつ私的に、経営内部に農業後継者を確保しなければならない。

しかも、そのようにして家族経営は再生産されながら総体として農民層の分解過程にまきこまれざるを得ない。

まさに、このことが、現在の日本資本主義の発展段階では、専業農家の最底規模がたえざる上昇をつづけ、下層における兼業化、脱農化の進行、上層における資本家的経営の展開の阻止という現象のなかにおいて、各家族農業経営が、あとつぎを私的かつ個別的に確保することが困難になり、その存続に危機を感じる、という形で現われているのである、とみることができる。

農業後継者確保問題が、このように根深いものであるかぎり、その解決がきわめて困難であることはいうまでもない。

全国農業会議所が「農業構造の改善、近代的農業経営の確立の観点から最近の農業労働力流出の問題点」として、自立経営たりうる農家、専業農家における後継者の不足、資質の低下、労力構成の悪化」(「農林大臣諮問に対する中間意見(要約)」昭和38年8月1日)を挙げ、必ずしも農家一般のあとつぎ問題を提起していないのも、

農業近代化のための「家族協定農業」に関する諸問題

兼業化、脱農家していく部分については、本来対策を立てえないからであろう。ともかく、この点に関してなんらかの法的規制が必要であるとするならば、その前提として、まず、現在の日本における農民層の分解過程において、家族農業経営の承継が、いかなる型態と構造においてなされていくかを法社会学の立場から明らかにしなければならない(注)。作目別の農村問題については、石川県石川郡松任町字横江部落(水田耕作地帯の農村)、長野県下伊那郡松川町大字大島堤原部落(果樹地帯の農村)、長野県諏訪市大字湖南田辺部落(兼業地帯の農村)の実態調査と、現在における家族農業経営の内部構造が調査されているが詳細については機会があれば述べることにする。

父子契約の類型と定義については以下があげられる。

段階	目 的	類 型	定 義・内 容
家庭生活改善段階	家族関係の近代化	家族関係近代化協定	近身分制や慣行の支配から脱け切つてはいないが、夫婦家族を理想とし、経営と家計を分離し、家の農業資産や家族の無償労働を個人の財産と賃金労働者に改める努力の認められるときめ。
実習段階	息子に農業経営に関する知識と技術を実践的に習得させること	実習協定 部門別担協定	父親が家畜や一定の農地を貸与して経営を任せ、費用を支払った残りの収益を息子の収入とする。 父親の経営のうち、一定部門を息子の責任において分担させる。
経営参加段階	息子が1人前の農民としての父の経営に参加できるようになり、父は息子に公正な賃金の支払いや収益分配を行なつて、農業資産の買取りを準備させる	労働報酬協定	息子の年齢・能力・経験に応じて、一般雇用賃金水準の月給を支払う。月給の他に、剰余所得に応じて収益を分配する。この分配は、家畜・機械・施設などの現物を以つてすることもある。
		賃金及び収益分配協定	父の農地や家畜を借りて息子が小作経営をする。
		賃貸借協定 部門分割協定 協業経営協定	父の経営の中に、息子が自分の経営部分を持つようになり、独立採算性の経営を行なう。 父と子がそれぞれ農業資産・資金・労働力を提供して共同で経営し、提供した資産・資金・労働力に応じて収益を分配する。
経営移譲段階	父の農業資産を息子に買取らせる	農業資産譲渡協定	父の農業経営を賃金延払い、借用証(年賦償還)、扶養料(現金又は現物)、父母の老後生活保障等の方法で息子に買取らせる。

(Wage Agreement)	き父親と息子の間で賃金契約を結ぶ。息子は賃金のみを支払われる。 (一時的のもので、息子が経営者としての経験を待たない場合には、適当ではない。)
4. 賃金及び所得分配協定 (Wage and Income Achieving Agreement)	父親は息子に賃金を支払うほか、剰余所得があるときは息子に分配する。毎年の所得分配は、現金収入、在庫、資本の変化を基調としてとり決められる。所得分配は家畜、機械、農用施設等の現物で行なわれる場合もある。 (父親は全資産を所有し、全経営費を負担し、経営を主導している。息子はなお労働のみ提供する段階。)
5. 賃貸借契約 (Lease Agreement)	息子が父親から農地、家畜等を借り受け、小作人として農業経営を営むもの。息子は経営に対する経験をかなり有し資本蓄積も相当している(父親が農場の経営や作業から部分的ないし完全に引退する時期に適当とされる。)
6. 共同経営協定 (Joint Operation Agreement)	父親は不動産を、息子は機械、家畜等の動産を提供し、共同経営を行なうもの。息子の動産は経営協定や資金協定等で得たり、父親から買取つたもの。父親の不動産は出資又は賃貸借の形式で、それぞれ提供したものに依り、収益分配がなされる。法的には組合協定と社会協定にわけられる。 (息子が常時農場協定に参加する経験と資本ができた段階において最も妥当する。)
7. 農場譲渡協定 (Farm Transfer Agreement)	農業経営を行なっている息子に活動中のままの農場の所有権を移転するもの。①現金と抵当権およびその証書付の販売契約。②購入価格を固定し、一定期間で支払う契約。③現物による代金支払いの契約。④農場収益より支払う契約。⑤農場価格も毎年の支払い代金も一定していない契約。⑥扶養契約による農場移転契約の方法がある。
8. 賃金延期労働契約	一定範囲の家族労働を農業経営者の相続に際して評価し、経営者の生前、その経営者と家族間に履行期を相続開始時とする賃金支払いの契約が存在していたとみなして、相続財産からの併済を認めようとするもので、したがって支払延期の賃金は相続債務とされる遺留分の算定基礎からも控除される。 (受益権者、延期賃金の計算方法、免税措置についての法律規定がある。)

つぎに、農業高校での父子契約の限界についてのべると、農業高校在学中または卒業までに一律に成立させようとするのは誤りで、無理でもあり該当農家を混乱させる危険がある。従つて次の指導目標を定め、この具体的指導を考えるべきである。すなわち、

1. 父子契約を理解している(目的、方式等)
 2. 父子契約する場合の条件整備が進められている(簿記の記帳、経営計画等)
 3. 父子契約が円滑に行われる家族関係が醸成されている。
 4. 資金を準備している(賃金契約等をして)
 5. 父子契約の初期基礎プロジェクトから中期段階まで進められている。
 6. 卒業後発展的に進められる素地が養われている。
- 親と子の真剣な話し合いは、各人が平等に導かれるよ

(注) 日本の農業 34

うな人間関係をつくり出すことであって、この親子間の暖い気持が農業の将来に明るい希望をもたらし、生涯を農業で生き抜こうという職業意識を植えつける事になる。このような人間関係の変化即ち農家の近代的家族関係の確立が生産までも改変するものである。家族の内面的希望実現の可能性が大なる程その野心も意欲も高揚されるものである。この結果が農業生産に好影響を与える事は推測に難くない事でひいては所得の増大に現れることも当然の結果として考えられ、期待もするところである。

こんにち、父子契約のねらいが単に農業後継者の引止め策という末しょう策的な批判も聞かれるが結局このことが家族関係の近代化、農業経営の近代化の道として有効なることを明記したい。

父子契約の成立条件についてつぎにのべると、父子契約が成立するためには、どのような条件が、先ず整備される必要があろうか。

1つには当該農家の置かれている経済的条件である。父子契約が行われるためには、家族労働力に対する賃金部分を計算にいれない従来の家族農業経営が、ともかくも賃金全部を計算可能にする一つの企業として成立しなければならない。この事は労働報酬契約の場合にも又経営参加契約の場合でも同様である。我が国の事例をみてもその村の上層農家が比較的安定した父子契約を進めていることも伺える。しかしながら農家に於いても支払い賃金は一般の水準より何割か少ない支払いにとどめている事は、日本農業の生産力の低位性によるものといえる。父子契約が一般化するためには何よりもまず家族農業経営の中から家族労働者に対する賃金支払を可能にする、農業生産力の発展と仕組が前提である。(少なくとも「あとつぎ」の主体性が確保される範囲の農業生産力が必要である。) 又農家では父子契約が成立するためには単に外面的な形式としてではなく実質的な関係として成立するためには一家長が、実質的にも家族集団の共同の所有である財産を、いわば信託的に管理しているのではなくて彼個人の財産となり又あとつぎが父から独立して財産を所有し、彼が父の農業のために働いた場合には原則として一般の賃金労働者と同じ立場で支払を受ける、という社会的条件がない限り成立しがたい。

2つには家族集団の「家」制度的制約の打破という事である。日本の農業は伝統的な日本型家族の類型を形成しているといわれる。そこでは、人情、情緒が決定的である。だからここでは家族員は個人として行動する事はできないし独立した個人としての自分を意識することもできない。家族集団の中では協同団体的な秩序のなれなれしい雰囲気支配し、すべてはふん囲気が支配し、すべて

はふん囲気の中でなんとなくわかっており、自分の行動のために合理的な理由を考えたり又それを話題にする必要もない。財布を別にすることが他人のよそよそしさを生み、「家族内で和が保たれなくなる」という不安や、「家族内で自分の話を良くきき入れないし、話し合いをする事も少ない」という不満はまさにこの事を現している。しかしこのような伝統的な家族秩序は解体の過程にあるし、家族員個人が協同体の中から一個の主体として独立している条件ができつつある。これは、

① 戦後の民主主義的価値観がようやく農家の中にも浸透してきている。

② 日本経済の動向に対応して農家の構造自体が変化し、あとつぎをも含めた息子達の離農傾向はこれを繋ぎとめるための親側からの色々な妥協が試みられて来ていることである。

「話し合いの機会がほしい」という青年層の意見と相まって「問題は多いように思われるが若い者が意欲的になってくれば時代の流れとして父子契約に進まなければならないだろう」という親の考えは農家がその内部から徐々にではあるが変化して来ている過程を示している。

3つには一定の行政指導が必要である。今のところ農家の生産力や低位性や伝統的な家族制度も解体の過程にあって未成熟である。このような過渡期にある日本の農村、特に家族関係の近代化への一つの契機とも考えられるので、この父子契約成立のための諸条件を整備すべく国の行政指導は必須といえる。既に全国農業会議所の積極的な動向や、広島県・山口県・茨城県・北海道その他の地域毎における家族協定農家育成の提唱とその実施についての努力には注目すべき点が多い。

4つには更にこの家族協定農業を実施する場合の具体的な条件については、次のような点をあげることができる。

① 経営規模がその地域の類型別にみて適正であること。若し親子での協業であるならば共同しない場合以上の所得が期待されなければならない。

② 息子が結婚した場合、住宅問題が解決している事。最低独立して生活できる室が準備されるべきである。

③ 兄弟が何人かいる場合はどの息子があとつぎになるかを決めなければならない。従来の「長男だから」の考えは誤りで、本当に農業をやりたいと思う息子に決めるべきである。二人以上いる場合は協力して規模拡大による共同経営なり独立経営を進めるであろうし、一人もいなければ職業の転換を計るべきであろう。

④ あとつぎ以外の兄弟の援助の方法を明らかにしておく必要がある。あとつぎに最も円滑に資産を移行させるのが家族協定農業のねらいであるが、他の兄弟につ

いても夫々の職業なり結婚するまでの教育とか資金の準備は計画的に進められるべきである。

- ⑤ 先づどのような方式で父子契約を始めるかを充分検討し、それを発展拡充して、父子契約の目的を果たす事が大切である。
- ⑥ 父子はお互い独立した経営単位であることの意識が必要である。土地について誰が所有し、機械について、肥料農業は誰が負担するかについての明瞭な分担と共に労働の分配利子の負担、利益の分担方法等明らかにできるものは取り決めておく必要がある。
- ⑦ 相互の取決めの他に、各自が自由に処分管理できる部分を設けておく事は好結果をもたらす。(例えば勝手に支出できる費用とか土地の自由地等である。)
- ⑧ 一つの経営に二つの経営権をおかない事。父子双方で資産を分担所有し、費用と労働を出し合っても、経営権を握るものは常に何れか一人である事が大切である。従ってある時期までは父がもち、ある時期以降は、あとつぎがうけもつ事になる。このことは所有権、すなわち経営権者でないことを理解すべきである。

「父子契約協業協定」のねらい

広島県の「父子協業協定」は、N氏がアメリカの父子契約の事例を紹介し後継者教育対策の一環として、父子協業協定を提唱したことに始まる。

それは昭和37年4月のことであった。中島健氏が、父子協業協定のねらいについて述べるところを整理すれば次のとおりである。

(1) 家族農業経営における経営主の立場について

「農業は所得の範囲内で家計支出をし、消費生活を営み、家族全員の最大幸福を実現しようとする。

また将来の幸福のために現在の家計支出をおさえて農業経済余剰を生みだし、これを農業経営の拡大改善のために投資する。しかしこのような投資はまだ子供が生れていないか幼ないあいだに限られる。経営主が若い間だけである。子供が成長するにつれて、毎年の農家経済余剰はいつでも現金化できる形で備蓄されることとなり、経営の拡大や改善のための固定的投資にふりむけられなくなる。

独立していく二男、三男や娘たちに対して学資、分家資金、結婚資金、生活援助、その他の贈与のために必要であるからである。……このようにオカネのかかる時期には農家は経営投資はできない。末子が社会人として独立するまでは農業経営権や家計の主宰権をあとつぎにゆずれないのも無理はない。」

(2) 家族農業経営におけるあとつぎの立場

「なお多くの青年は、農業を一生の職業として打ちこんでいけば、都会で働く以上の所得をあげることができ、都会生活では味わうことのできない健康で明るい生活を築きあげることができると確信しているのである。しかしどのようなわが家の経営改善計画をたてても、青年達はそれを実行することができない。青年達の不満や悩みはここにあるのである。弟か妹たちが独立するまでは父が営農改善のための投資をしないからである。

それがある程度できたとしても、財布を任せてもらっていないから、労働の提供という意味では経営の中核となっていないながら、長い間無収入の状態におかれることである。そしてその結果、さらに深刻なことは嫁のきてがなくなることである。」

(3) 父子協業のねらい

「家族経営は家族の生活周期によって家計費の長期変動があり、また経営主が高齢化していくにつれて農業投資がひかえられる傾向がある。すなわち家族経営における経営活動は経営する人の生命力や生活周期と歩調を合わせて発展、停滞、衰退をくりかえす性質をもっているのである。父子協業はこのような家族経営の欠陥を補って経営の拡大発展のために継続的な投資を促進しようとする体制である。」

(4) 父子協業の構造

「親は子に対して早くから経営権を分与し、資本出資の割合に応じて労賃を父親と子供のあいだで分配するのである。

子供は毎年の家計余剰を蓄積して経営に対する追加投資をしていく。父親のほうは余剰を二・三男や娘たちの独立の援助のために心おきなく消費させようというのである。これによって経営の後継者に対して経済的独立を与え、農業の将来に対して希望と夢をもたせることとなるのである。」

以上がN氏の父子協業の提唱である。

要するに「家族」と「農業経営の中核体」の矛盾を、農業収入を父子間で一定の基準のもとに分配することによって解決しようとするものである。この場合、前回に出てはいないが、子が得た収入を父の所有する土地に投資をする(父の土地を買いとっていく)ことによって、均分相続制に対処しようとするねらいもあることはいうまでもない。しかしいずれにせよ、このようなねらいの実現できるような経営は多額の農業収入を挙げ得るようなものでなければならないであろう。

ところがこれに対し、直ちに反響があり、翌5月には、同県下5ヶ所から実験指定の希望が寄せられたのである。この素早い反応は、いったいいかなる背景をもっていたのであろうか。この点について、つぎのような具

体的な調査事例がある。

すなわち、「この地区（諸田村諸毛）のUさんは、水田50㍍、普通畑80㍍、そのほか乳牛4頭、鶏500羽の経営である。この内容は経営主夫婦は鶏500羽（将来1,000羽目標）をを担当し、若夫婦は乳牛4頭とぶどう園20㍍を担当し、水田50㍍及び普通畑80㍍は、家族共同の圃場として耕作し、家族内分担方式による経営改善を規模の拡大が意欲的になされつつある。このような家族経営を普及性のある体系に組み立てて、自給農業より、企業的農業経営に進めて行く方法はないかと考えていた矢先、昨年4月農業改良課から父子協業の提唱があった。」

このように、県からの父子協業の呼びかけは、すでに現われた企業的農業の萌芽を、どのように伸ばしていくべきかを模索していた人達にとって、一つの刺激としての役割を果たしたことは否定することができない。

県当局の呼びかけにこたえて、実験指定を希望したところは、府中市諸田町、庄原市山内西、神石郡三和町、比婆郡東城町小奴可がいちおう対象とされることになった。

この三地区では、それぞれ、経営主・あとつぎ・その他関係者のあいだで協議した結果、10月10日、府中市諸田町10戸、庄原市山内西7戸、東城町小奴可12戸の実験農家の指定が行われた。その後、関係農家の経営主・あとつぎを中心に研究協議会が行われ、市町段階の指導のもとに親子各層の意見の統一、問題の整理、経営分析、経営改善長期計画の策定がすすめられてきている。

この間の進行状況につき、府中市諸田町の例をみると、まず昭和37年7月13日の会合（参加者は農家地域代表・経営主代表・青年代表・母親代表・若妻代表各2名）では、父子協業による農業後継者育成についての説明と今後のすすめ方について討議された。その結果、農業後継者対策と経営改善が必要であることがまとめられ、今後は、青年と経営主は別の会合をもって十分意見をだしたうえで合同会議を開こうということになった。

ついで昭和37年8月1日の研究会（参加者は青年10名・地域代表2名）において、青年の意見は次のとおりであることが明らかにされた。

「(1) 家庭内で自分の話を良く聞きいれてくれないし話し合いすることも少ない。話し合いの機会が欲しい。

(2) 経営内部での分担式を取り入れて自分である部門を伸ばしてみたい。

(3) 労働の提供者から経営者になって経営拡大をしたいが資金に困る。

(4) 親は金を借入れるのに反対で又自己資金の投資も積極的でない。

(5) 父子協定になると希望をもって経営できると思われる。

(6) 現在の農業収入では報酬を多くもらえないので経営改善により収入を増して報酬を多く得るようにしたい。」

さらに37年8月6日の研究会（参加者＝経営主6名・母親2名・地域代表1名）では、経営主夫婦の意見は次のように表明された。

「(1) 家庭内で財布を別にすることは家族内で和が保たれないと思われる。

(2) いろいろ問題が多いように思われるが、若いものが意欲的になってくれば、時代の流れとして父子協業方式にすまねばならないであろう。

(3) 各戸の経営内訳および青年の年齢等で協定内容およびはいり方に段階があると思われる。

(4) 「経営拡大に意欲的である。」などがあげられた。全国農業会議所の資料は各家族間の意見を次のように整理している。「父子協業協定に関する家族員各層の意見」（主要なもの）

△経営主

- (1) 財布を別にするのは、家族内の不和を生む。
- (2) 労働報酬に土地山林を分与すれば、輪作体系ができなくなる。
- (3) いまさらこんなことをしなくても、いずれ財産は息子のものになる。
- (4) 老後の生活の不安。
- (5) 若い者は経営の段階をこえて、機械をとり入れようとする。経営をもたせれば、過剰投資が妨げる。
- (6) 若い者が意欲的になり、経営拡大をやろうというのであれば賛成。

△母

- (1) 家庭不和を起こすのではないか。
- (2) 老後の生活の不安。

△あとつぎ

- (1) 親子間で真面目な話し合をする機会が少ない。家庭内の話し合いの場がもたれる。
- (2) 従来、経営内の雑多なものは任されていたが、伸したい作目を責任をもってやるということで任せてほしい。
- (3) 積極的に資金の導入ができるようになるのではないか（計画的に）
- (4) 嫁も喜こんでくるようになる（財布面でも自主性ができてくるので）
- (5) 将来に希望をもって積極的に経営することができ。

△嫁

農業近代化のための「家族協定農業」に関する諸問題

(1) 従来、自分の子でありながら、自分は何もしてやれない。親が孫にものを買ってやるのをみているだけだったが、母としての役目も自分が果たせる。計画実施上問題となった事項（父子協業経営実験農家の経営設計（昭和38年度農村後継者対策事業））としては、

(1) 父子協業経営農家は、親子およびその家族は十分に働らく余地のある経営規模で、所得配分に当たって他産業者に均衡する報酬を確保することが望ましい。

(2) この経営農家は、あくまでも家族の協力により、将来計画の発展の前提にするもので、複雑な家族関係のものは避け、労働報酬、財産譲渡をおもな目的として出発すべきでない。

(3) 従来の慣習からみると、このようにしなくても自然相続ができるとの考え方であるが、均分相続と自主経営計画との親子および家族間の協定はいちおう明確にしておく必要がある。（農地零細化防止）

(4) 賃金およびこれにかわるべき不動産および家畜・施設・機械を譲渡する場合に、見積りが問題となる。そのためにはっきりした農業簿記を記帳し、その収支を明確にすることが前提となる。

(5) 後継者の兄弟への投資（学資・結婚資金・親の老後の保障など）は、当然家族間で協定（話しあい）によるわけであるが、営農計画とともに長期生活設計の協定が必要となる。

(6) その他、関連ある問題として、農地法、相続税法（所得・贈与）などの関係が起ってくる。

等々があげられた。

第3章 諸外国における家族協定農業の背景

海外諸国の農業で父子契約の行なわれているのは米・仏・西独・スウェーデンの4カ国のようである。これら諸国と我が国とは、社会経済体制や農業構造が異なるので、それら諸国の父子契約形態を直ちにわが国農業の経営に移植することはできないが、参考として役立つところは少なくない。しかし、そのためには、日本農業の欧米諸国のそれに比較しての種々の相異、とりわけ日本農業における無給の家族労働の高率、兼業収入に依存せねばやってゆけない零細農家の高率、自作農の高率、生産・消費における自給率の（経営と家計の未分離状態）の高さ等社会経済的発達段階的な差違について特別の留意が必要である。これら先進諸国の農業に「父子契約」の登場した理由については今後の研究課題とするが、いま大ざっぱに推論するならば、第2次世界大戦後の先進国

には、産業間の不均等発展が拡大して農村労働力の流出や農業放棄の傾向がたかまり、各国政府が金のかかる、しかも複雑面倒な問題の起りがちな流通対策よりも、土地・労働などの直接生産対策を重視するようになった結果であると考えられる。

したがって契約の重点は各国の産業経済構造の相違に伴って異なるのが当然であろう。それで、つぎに各国別にみてみたい。

1. 米国農業における父子間農場経営契約

米国の産業は工業と共に他の世界各国に比べて桁違いの大きさであり、従業者1人当りの生産額や所得も格段の違いである。

しかし、アメリカ国内の工業と農業を比較すればその所得格差は大きく、農業の劣勢は免れない。そして第2次世界大戦中から戦後にかけて世界各国の食糧庫をうけもって、巨大な生産力をつくり上げたアメリカ農業も各国の農業復興とともにその巨大な生産力をもてあまし、軍事政策と区別のつかない過剰農産物処理政策によって辛うじて危機を回避しつつきてきたが、ヨーロッパをはじめ世界中の国々の農民の抵抗が強まるに伴って、アメリカの農業内部での根本的な解決を迫られるようになってきた。それが家族的農場の著しい減少の原因である。

この家族的農場は文字でかけばヨーロッパ諸国と同じFamily farm であるが、質的にも、規模的にも範疇の異なるものである。

このアメリカで行なわれている父子契約の内容は、もっぱら父から息子の農場経営に対する知識・経験・資力によって異なるため、契約の種類も多様である。

まず、譲渡の対象となる息子に農場経営に関する知識と経験をもたせる目的のものとして実習協定がある。この協定は父親が牛・豚・鶏や一定の耕地を貸与して、息子に飼養・耕作させ、息子は父に飼料・肥料・農薬・種子・ガソリン等の費用を支払った残りの収益を取得する、ということが内容になっている。

次に実習協定よりも一段高い経営の知識と経験を得さしめるものとして部内分担協定がある。

これは実習協定による数年間の経験を得たが、同程度の経験や知識をもっている息子に、農場経営の一定部門を委せるもので、息子は父の所有物である土地や家畜に対して一定の借用料を払うほかは、自分の考えどおりに経営をすすめることができる。この部門分担協定は、息子がいよいよ全面的に父の農場経営を譲り受ける段階としての賃貸借協定、父と子の共同経営協定に至る過渡的段階の協定であって、普通には短期間の協定たるものである。以上2つの初歩的な協定には、息子の農業への関

心を高め、経験と知識を持たせる教育的意図を強く感ずるが、以上の協定を経過することなく息子を直接農場経営に参加させる次の二協定には、それとは別個の意図が感じられる。

すなわち、その第1は賃金協定であって、これは経営主である父親が労働者である息子に支払う労賃のとりきめであり、それは資本家と労働者の関係以外の何ものでもない。もしこれが農場譲渡の一階梯として意義あるとすれば、それは父親が嚮して協同化し譲渡すべき相手方としての息子の適格性を試みる好機としてであろう。しかし賃金協定には定額賃金（月給、半月給或は年給）の他に「現物給与」や「定額賃金企業利潤」等の変型もある。

第2は、賃金及び所得配分協定であって、これは定額賃金の他に剰余所得の分配をとりきめるものである。このばあい父親は息子に農場経営への資本投下と農場譲受金の蓄積を期待し、息子は定額前払賃金の保障の他に父の農場経営への協力度に応じた剰余所得の配分が公正に行われることを期待するものとなる。この協定は息子を単なる労働者にとどめないで、立派な農業者に成長させる方法として採用される。そして協定所得配分を価格、費用関係の変化と各当事者の寄与に応じて適正にするため毎年変更し、分配は家畜・機械などの農場用施設の現物で行なうこともある。以上の4協定は何れも父の農場を息子に譲渡するための準備段階的な協定であって、前の2つは教育的意味が濃く、後の2つは資本蓄積期の意味が濃い。

以上二つの初歩的な協定には、息子の農業への関心を高め、経験と知識を持たせる教育的意図を強く感ずるが、以上の協定を経過することなく息子を直接農場経営に参加させる次の二協定にはそれとは別個の意図が感じられる。

つぎは、いよいよ息子が農場経営の責任者に転進する段階の協定であって、その一つは農場賃貸協定である。これは父の所有する土地・建物・家畜・機械など農場の権利一切を息子が賃借するとりきめであって、我が国の小作契約に似ているが、我が国には農場の施設一切をひくくめるための小作経営はみられない。この協定では息子は農場経営に自分の労働と責任を投入し、父は経営管理から手を引いて息子の支払う賃貸料によって生活するようになっている。

他の一つは共同経営協定である。この協定は息子が常時農場経営に参加する経験と資本とを蓄積した段階において、父の家賃や農機具その他の動産を買取るか、又は他から買取って提供し、父は出資又は賃貸のかたちで土

地建物等の不動産を提供するもので、老年の父が漸次農場経営から引退するのに適している。この共同経営は法的には農場組合と社会法人の2つに分けられ、農場組合のばあいは資本が僅少か皆無の息子が父の資本を利用して利益をあげるのに適し、会社法人のばあいには農場組合が組合員の死亡で終了するのに対して株式の持分を買取るかたちでそのまま農場経営を続けてゆける利点がある。

さいごは農場譲渡協定である。この協定は父親が農場経営に参加している息子に活動中のままの農場の所有者を移譲するためのものである。協定は譲渡方法（現金支払、現物支払、利益の一定部分を以てする支払、農場価格も支払代金も定めないで両親の存在するかぎり純収益の一定の部分を渡す契約、両親の生存するかぎり収益の如何にかかわらず両親のめんどうをみることを条件とする扶養契約）について行なわれるが、普通、資産の所有権に全額支払を待って息子に移転することになり、扶養契約によるばあい息子に農場の権利証を与え、抵当権は両親が保留するようである。

2. フランスにおける父子間賃金延期契約

フランス農業における父子契約の特徴は、父親の息子に支払う賃金を延期して、相続財産から弁済する点にある。

この契約のうらづけになる賃金延期契約制度は第二次世界大戦の勃発した1939年の7月付政令（いわゆる家族法典）によって設けられたものであるが、戦後『農業の方向づけに関する法律』が制定されて、経営者の生前贈与にも適用されることになり、且つ所得税や登録税の減免と相俟って本制度は戦後段階にふさわしい新たな意義を加えているのである。フランス政府が『農業の方向に関する法律』を制定した1960年7月25日を遡る5ヶ月前の2月にFNSEAは指導下の農民が各地で激しい示威運動を展開して、「農民の疲弊、不安を愈し、農業のゆきづまりを打開し、国民経済における農業の位置づけを明らかにする総合農業政策の確立」を要求している。

フランス農民がこのような要求を掲げて起ち上った背後には、1957年9月発足の農産物価格制度（目標価格と指数化方式）の廃止による農産物価の低落と農業用工業製品価格の上昇、つまりツエーレの拡大による農業の交易条件の急激な悪化があった。農民たちはこれを農業の犠牲の上に行うフランス経済再建方法だとみなし、58・59年とつづく農業災害への対策や緊急輸入対策への不満が重なって「流通過程の改善」「指数化方式の復活」要求を高め、大規模なデモに発展したのである。この農民運動の高揚は農業会議所会頭常設会議による『農業基幹法』の提案となり（『農業の方向づけに関する法律』とな

って) 実を結んだ。会議所の提案理由は次の如くに述べている。

『商工業企業の集中を伴う急速な工業生産の発展は、その経済力のゆえにかえって工業製品価格を上昇させ…生産性増大の利益は企業者と投資家の間に分配された。これに対して農業は過去10年の間に多くの労働力を失ない、農業就業人口は老齢化しつつある。

農業の交易条件は悪化し農業就業人口一人当たり所得は1949～58年の間に他産業の1/2の伸びしか示さなかったため多くの農業者は資本の維持償却ができずに却って資本をくいつぶしている。農業負債はすでに経営者の年間純所得をこえている。歴代の政府はすべて賃金騰貴をさけるための食料価格安定の名のもとに農産物価格に圧力を加え……技術教育・投資・金融・公共事業・社会保障等の国家の施設において他産業と均等な扱いをうけていない……現状のまま推移すれば農業離脱はますます無秩序かつ急速になり』と警告している。

フランス農業は経営規模・経営組織・生産様式ともに我が国農業とも異なり、所得額も違っている。

殊にフランス農業に無給の家族労働のみられない点は大きな違いである。

しかし、この提案理由をみると、我が国農業の状態に近似している。

したがってフランスの父子間賃金延期契約は、我が国農業に父子契約経営を普及せしめる上で示唆するところが少なくないと思われる。すなわち、近年の我が国農業の後継者問題は、農業と他産業の所得格差の拡大ということであるが、基本的には一子相続制度が廃止されてなお無償労働の提供を義務づけられるあとつぎ慣行のみをのこそうとする点にあるからである。もの家族労働に他産業労働者なみの賃金を支払えば大部分の農家の経営はつぶれるかも知れない。しかし、その年の収益の中から支払える農家も少なくはない。が、支払っている農家は殆んどない。その点フランスの賃金延期制度が支払いを保障し、父親に農業跡継者を確保して経営を安定化するほか、免税の恩典を付与している点は政府も農家も大いに学ぶべきものがある。

本制度の要旨は次の如くである。

1. 農業経営者の子供のうち自家農業にとどまる者と他出する者との間の公平を図るため、自家農業に従事しながら労働の対価としての賃金支払を受けない者には、相続に際して父の相続財産から優先的にこれを引取り、その残りを均分相続の対象とする。これによってあとつぎのタダ働きと農場の細分化が防止される。

2. このばあいの自家農業に従事する息子とは、18歳以上で、経営に直接かつ有効な労働を給付し、その対価

としての金銭による賃料を受領していないものである。

3. 後払いになる労働の対価は、毎年省令によって県別・男女別に定められる「住居・賄つき農業労働者の賃金」を基準とし、独身者はその1/2、結婚している場合は夫婦各々につき6/8とする。

賃金額は18歳を起算時として計算されるが10年をこえることはできない。

息子の妻は当該息子が死亡したばあい以後の権利を失う。但し18歳未満の子供があるときは最年少の子供が18歳に達するまで権利を有する。

4. 延期賃金契約による財産の帰属または移転には税法上の特例が認められ、登録税(とくに死亡による譲渡税)所得税が免除される。

かくてフランス農業は、ツェーレの拡大と交易条件の悪化に伴う農業労働力の老化現象と均分相続制による農場の分割を制止し、老齢経営者の引退促進と農場財産の大部分を後継者たる息子に引き継がせたのである。

3. 西ドイツの父子間農場譲渡契約

西ドイツの父子契約は「老齢農民援助法」(1957年)による老齢の父の引退促進と若い息子の農場引継ぎを目的とし、これによって農場引継ぎを目的とし、これによって農場の細分化を防止し、後継者の地位を高め、父母の引退後の生活保障をはかるうとするものである。

西ドイツでは戦後農業就業人口の減少がはげしく、殊に常時就業の家族労働力は戦前の443万人から56年末の342万人に激減した。

大中経営の労力不足と農業労賃の高騰は農場の細分化と畜産の減退傾向を生み、連邦政府をして農業経営(特に農民家族経営)の生産力維持・増大を目的とする「農業法」(1955年7月)を制定せしめたのである。『老齢農民援助法』はこの基本法の関連法として制定されたもので「経営主が老齢のため後継者に農場を譲渡しようとするとき、息子との間に死亡するまでの生活保証契約を結んで年々一定の給与を受けることにし」政府は本法によってこれに加えて追加的な現金給付を行ない老齢農民の引退を促進するものである。政府の給額は月額で妻帯者60DM、独身者40DMとなっている。

しかし、父と子の間に結ばれる生活保障契約は、父が息子に農場を譲渡し、息子は父の死亡するまで一定の給付を行なうことを内容とするもので、農場財産は抵当権が設定されることになっており、このため息子の長期資金の借入を困難にし、給付額(経営規模の上昇に伴って増大するが、10ha以下1,000DMとなっている)の下限1,000DMは下層農の経済を圧迫する等の問題がある。したがって老齢農民援助法の適用をうける父子間農場譲渡契約の普及率は老齢者の経営の55%であるが、うち30

%は中農層(20~100ha)で占め、大農層や小農層は運転資金又は両親にする給付の困難から普及率は低いようである。

このため、大農層は父を地主とし息子を小作人とする父子小作契約が多く、小農層は父が土地や資産を提供し、息子は労働を提供して利益を分配する父子共同経営契約が多いようである。(が、その詳細は残念ながら未だ紹介しうるまでに至っていない。)

つぎに西ドイツにおける資産相続とその背景を若干引用してみたい^(注)。

西ドイツ・ドイツ連邦共和国(Bundesrepublik Deutschland)一では、沿革的にその大部分の地方で、農地について、いわゆる一子相続(Anerbenrecht)の慣行が行なわれ、しかもそれが相当程度立法的に規整されている。分割相続(Realteilung)の行われる地方もあるが、こうした地方でも、近年連邦政府の農業政策に従い、漸次、一子相続へ向かう傾向がみられる。連邦全体に統一的に適用される一子相続法はまだ存しないが、間接的にそうした方向を目指す立法作業が行われている。

このような一子相続が沿革的にいかに発生し、またその内容がいかなるものであるか、そしてさらにその一子相続を支える社会的・政治的背景が何であるかを解明しようとする研究が行なわれている。

このような研究を行なうについては、慣習と結びついた各地方ごとの法を明らかにすることがきわめて重要である。

この点については西南ドイツに属するシュヴァルツヴァルト(Schwarzwald)およびヴュルテンベルグ(Württemberg)について、若干の研究がなされている。

西ドイツの現行一子相続法は、各ラントでまちまちに立法されているため統一的な叙述は非常に困難である。

こうした立法のなかでは、とくに西ドイツ北部における旧イギリス占領地区に適用されている農場令(Die Höfeordnung vom 24. April 1947)がきわめて重要である。

シュヴァルツヴァルトにおける近世の末子相続制度についてつぎにのべると、シュヴァルツヴァルトにおいては、ドイツの他の地方と同様、かつては家共同体(Hausgemeinschaft)が行われていたといわれる。この家共同体は家長(Hausvater)の指揮のもとに構成されるが、土地は家長に属するものではなくて、家共同体の構成員たる全家族員に属した。

すなわち両親のみでなく、子や孫も一両親の生存中すでに一土地の共同所有者(Miteigentümer)であった。

このような家共同体においては、家長が死亡しても土地の相続は生じない。

土地は家共同体にそのまま存続することとなる。かような家共同体が解体したのは、シュヴァルツヴァルトでは15世紀だといわれる。その解体を促進したのは政治の推移および自然経済に代わる貨幣経済の発達ということのほかに、当時継承されたローマ法が女子を含む諸子の絶対的均分の原則をとったためだといわれる。すなわち、ローマ法の教養を受けた僧侶たちは、土地の流通のためではなくて相続の場合の貢租がふえるという考慮から、土地の分割を歓迎した。

かくして家共同体は解体して、共同相続人は平等に土地を分けることになった。しかしこのような均分相続は、農地の極端な細分化を導き、家族の生計を困難にした。その結果15世紀にはシュヴァルツヴァルトのいたるところで荒廃と人口の減少が訴えられ、農場の数が減少しただけでなく、開拓も後退し、経営は収益的でなくなったという。

そこでこれに対して2つの方法がとられた。第1には、1子のみが農地を相続して、他の子はアルメンデ(Allmende)を開拓する方法、第2には共同相続財産を分割しないで、合手で(Zu gesamter Hand)所有する方法である。

後者の場合には、農地不分割のまま、家族共同体で所有され、かつ経営される。しかしこの方法も、15世紀には解消して、農場を不分割で相続する形として末子相続が出現した。

末子はもともと共同相続人(Erbgenossen)のなかで、貢租の関係上、対外的な代表者(Vorträger)にすぎなかったのであるが、後には、それが単独所有者(Alleineigentümer)となった。なぜ末子が相続することになったかについては、第1には、領主に対する関係で末子の方が有利であったことが指摘されている。すなわち、農民は所有の交代のたびに3分の1税(Dritteilschuldigkeit)、または所有者の死亡のたびに死亡税(Fallschuldigkeit)を領主たる修道院に納める義務を負ったが、末子が農場を承継すれば、それだけ所有の交代が遅れるために、右の貢租の支払いを軽減することができた。それによって、半世紀も所有の交代が行なわれない場合もあった。第2には農場承継人が農場譲渡人に対して負うべき終身扶養の負担(Leibgedingslast)が少なくてすむ。すなわち、農場承継人は農場を譲り受けたあと、譲渡人たる両親に対して、さまざまな態様の給付義務を負い、これが農場承継人にとって非常な負担となるが、末子相続の場合は、末子が農場を承継しうる一通常25歳一まで両親は老齢にわたって一60ないし70歳まで一

(注) 西ドイツの農村における資産相続とその背景。

働かなければならないので長子相続の場合に両親が早く引退するのに比し、農場承継人の負担は、はるかに少なくすんだ。

このような一子相続制は、領主の側から生じたとの通説に対し、それ決がして領主の側から行なわれたのではなくて、農民の側から自発的に発生したものであるとの見解もあるが、重要なことは、いずれにしても一子相続制度が封建領主の要求に合致したこと、そしてその支配に役立ったという事実、その意味でそれは封建的な制度であったということである。すなわち、領主としては、従属する農民の給付能力（Leistungsfähigkeit; Prästationsfähigkeit）を維持するためには、土地の一体性（Geschlossenheit）がそこなわれないことが好都合であった。

しかし、末子相続はもちろん長子相続に比して、領主相続の利益が少ない。前述のごとく所有者の交代が遅れるため、賃租の支払い回数が少ないからである。しかしこのような考慮のために、末子相続がシュヴァルツヴァルトにおいて制限されたかは疑問である。すなわち、一子相続制度を支えた法令は、16世紀以来数多く存在し、なかんずく18世紀の多くの法令は、末子相続を廃して、長子相続を導入しようとした点で特色をもっているが、それは農民の給付能力を高めることを目的としたのではなくて、末子相続から生ずる不公平を避けようとしたものであると説かれるのが通常である。たとえば、フライブルクの官吏がオーストリア政府にあてた報告書のなかで「15、6年も父のもとで Oberknechtsdienste を務め、両親が老齢になり、病気をしたときには、全家政をつかさどったハンスが、学校を出たばかりのアンドレアスに譲渡し家を全部引き渡さなければならないということが、実にしばしば行なわれる」といっている。すなわち農場で一番苦しい労働をした兄の汗の結晶を末弟が刈り取る不当をなしたものである。領主による末子相続の制限の意図が、単にこのような不公平を除く点にあったにとどまるか、あるいはさらに長子相続のもつ領主の利益に着目したものであるかは、なお検討を要する問題であるが、いずれにしても、末子相続の制限ないし廃止は成功しなかった。その理由は、第1に、領主の権力がそれほど強くなかったこと。すなわちこの地方には実に数多くの領主がいて、統一的な権力が形成されなかったこと、そしてシュヴァルツヴァルトの農民は、農場の完全な所有権をもち、修道院の領民である場合でも農場を処分する自由をもち、ライプアイゲネ（Leibeigene）も競買や転売が制限されないほど自由であったことである。

第2には末子相続がすでに慣習法として確立し、領主の側でもその存在を動かすことができなかった点にある

と考えられる。

文書のなかではいたるところで、末子相続が「太古以来」存在する慣習と記され、また「古いドイツ人から」生じたものと表現されている。

農場承継の形式についてつぎにのべると、第1には農場所有者による農場承継人の決定、第2には法定相続、第3には夫婦財産契約による生存配偶者の農場承継、という諸形式がありうる。このうち、慣行上よく利用されるのは第1の方法であり、また法律的にも困難な問題を含んでいるので、以下これについて考察してみると、農場所有者が農場承継人を決定し、農場を承継させる場合にも、いろいろの態様がありうる。

すなわち、遺言・死因贈与等、死因処分による方法もありうるが、実際によく行われるのは、生前の譲渡契約（Übergabevertrag）である。

譲渡契約は地方によっては Kindskauf とよばれ、また譲渡・贈与契約（Übergabs-und Schenkungsvertrag）ともよばれる。

農場所有者と承継人たるべき者とのあいだに締結される契約であるが、その性質は売買に似た一種の有償契約である。シュヴァルツヴァルトで行なわれている譲渡契約について、コッホはそれが決して贈与ではなく、むしろ終身扶養契約という法律的衣をまとった売買契約（ein Kaufvertrag in dem juristischen Gewande eines Leibgedingsvertrags）だといっている。すなわち、農場譲渡人は、この場合売主（Verkäufer）であり、一子相続人は買主（Käufer）である。ヴュルテンベルクの例をみると、それには遺言による農場の承継も行なわれないではないが、地方によっては、この Kindskauf による承継だけが行なわれて、Kindskauf がなされなかったときには、一子相続が行われないという地方がある。そして一般には、農場所有者は、生前に自己の裁量で農場の承継が行われることを希望し、そのために農場所有者は、死の寸前病床にあっても、なお、農場譲渡を行なうこともあるという。

かような Kindskauf について、1853年のヘルフェリッヒの論文は、それが家父長的な状態を前提としていることを指摘している。すなわち、「子は両親の権威のままになり、家族は一つの全体と考えられる。

農場を承継した男子は家族の新しい主人の権利をもつと同時に、兄弟が、ひとたび困窮に陥ると、これを助けなければならない……。

補償をうける兄弟も農場の維持のために犠牲になる。……このような家父長的な状態は、個人の権利、個人的・自我的自由の理念に反する。……」そしてヘルフェリッヒは、Kindskauf がいずれ行なわれなくなるのではない

かと予言した。

かような予言にもかかわらずKindskaufの慣行はヴュルテンベルクにおいて20世紀になっても維持されている。農場承継人が農場譲渡人に対して負う終身扶養義務との関連において眺めるとKindskaufが一子相続人にとって、きわめて重圧であったことは否定できないであろう。ただ上の場合の家父長の状態ということは、我が国のかつての家督相続にくらべて、二点が注意されるべきである。第1にKindskaufの行われる場は「家」ではなくして家族(Familie)であること、第2に、Kindskaufによる農場承継は、共同体的原理によらず契約的原理によっていることである。そしてKindskaufの内容も、共同相続人の地位の向上に伴って漸次合理化されてきたといえよう。ただし、ヴュルテンベルクの1930年の一子相続法はパーデンの1898年の立法と同じくKindskaufについてなんら言及しなかった。法律にかかわらず、農場譲渡契約を締結することは可能であるが、法律としては、多種多様な農場譲渡契約を徐々に統一的な規律におき換えることを狙ったからだといわれる。しかし実際の慣行では農場所有者が死亡のときまで農場を経営するに足る力を十分もっていないところから、農場が遺産として承継されることはまれだということが指摘されている。かように、地方によっては、農場譲渡契約について法的規制を欠く立法もあるが、農場令は、これについて規定をおき(17条)、その性質を「前もって行なわれる農場相続」(die vorweggenommene Hoferbenfolge)とみると同時に、農場令における相続に関する規定と調和するかぎり、その効力を認めることとした。実際に締結されることの多いこの契約について規制を行なった立法として至当なものといえることができる。この農場令の規定に関して、判例上争われた困難な問題は、農場譲渡契約は黙示的に締結されうるか、ということである。

連邦裁判所第4民事部1954年2月16日決定(BGH Z 12, 287)に現われた事案によると、74歳の農場所有者に8男1女の子がいたが、そのうち4人の男子は死亡し、3人の男子は農業以外の職業に従事して、ただ1人の娘は農夫と結婚した。結局、3男だけが幼い時から父の農場で働いてきて1937年に結婚し、5人の子供をもった。ところが父と3男夫婦とは折り合いが悪く、父は嫁した娘と1951年に農場譲渡契約を締結してしまった。しかし区裁判所(AG. Freiburg/Elbe)は、農場所有者による本件の農場承継人の決定は権利濫用であり、良俗に反し無効だという理由で、右の契約に承認を与えなかった。控訴審(OLG Celle)も原判決を維持し、連邦裁判所も上告を棄却した。その判決要旨は、つぎのとおりである。

「1. 直系卑属の1人が農場に働き、その態様・範囲・期間により、彼が農場を承継するものと農場所有者がほのめかし、その直系卑属もそのように思ってきた場合には、その直系卑属が将来農場を承継することについての合意があり、同時に、農場相続人にすると決定がありうる。

2. かように、通常形式を欠く無効な合意に農場所有者は信義誠実により法的拘束を受ける。しかし他の農場相続人の選択が正当とされる特別の事情のあるときは、右の拘束はなくなる。

3. 上の1に述べた方法で農場相続人に定められた直系卑属は、後で異なった農場相続人が決定されることにより、その権利が侵害されることになるから、異議を申し立てうる。」

そのほか、同趣旨の判例がいくつか出ているが、判例が黙示的に農場譲渡契約の効力を認めることにより、農場所有者の恣意による承継人の決定を防ぎ、正当な承継人の利益を保護していることは注目に値する。

以上の農場譲渡契約とともに、農場令は、死因処分(Vorfugung von Todes wegen)についても規定をおいている(16条)。

原則としては、民法に従い、遺贈や死因贈与のごとき死因処分は有効であるが、ただ無制限にその自由を貫くと、農場令の目的とする農場の維持の要請がくずれることになる。

そこで農場令は、死因処分につき制約を加え、農場令と調和するかぎりでのみ、死因処分を認めることとした。

承継する農場の価格についてつぎにのべると、農場承継人は、農場を一人で承継する代わりに、他の共同相続人に対して補償を支払わなければならない。その評価の仕方は各地方の慣行で、かなり差があるが、一般的には、農場は取引価格(Verkaufswert)ではなく、収益価格(Ertragswert)で評価される。

この点につき、ヴュルテンベルクの事情はつぎの通りである。一子相続人は農場を承継するにあたり、負担に苦しめられないように配慮される。農場を家族の所有に維持し、父祖の財産が失われないためには、農場承継人が「やっていける」(“sitzen kann”)ことが必要である。すなわち、「価格どおりでは暮してゆけない」(“mit dem Werte kann man nicht hausen”)という諺の示すごとく、農場は、取引価格ではなく収益価格によって評価される。ただし、慣習でいう収益価格——地方によっては“Kindskaufspreis”——は経済学上の収益価格とは異なり、経営が堪えうる価格というほどの意味である。その価格の決定は、一子相続制度の最重要の問題の一つであり、この点で一子相続人と共同相続人との利害が、最も鋭く対立する。通常すべての共同相続人のほ

か、友人・知人も同席し、また農場承継人の配偶者、あるいはその両親の意見も聴いて、価格は決定される。村長や公証人の意見を聴くことも多い。この場合、当事者の家族関係や財産状態、たとえば農場の負債の有無、子供の多寡、農場承継人の配偶者の持参財産の大小、税金の高低、共同相続人の職業等が考慮される。その結果決定される価格は、取引価格の3分の2ないし4分の3の場合もあり、時には、取引価格の2分の1以下の場合もある。あるいは、建物と付属物を除いた土地の取引価格のこともある。この場合には、建物とその付属物は、1子相続人が1種の先取相続分(Voraus)としてこれ取得するといわれる。いずれにしても、農場評価について最も重要なことは、一方においては諸子間の公平をはかることであり、他方においては、一子相続人に農場を維持させることである。クラフトによると、通常、共同相続人は、「父がそう欲した」といって、価格の決定を正しいものとする。この根拠をクラフトは、「家族精神が深く根ざしていること」および「共同感情が強く発達していること」に求めている。しかし、われわれは、右の「家族精神」や「共同感情」の指摘にとらわれて、制度の底を流れている平等の理念を看過してはならないであろう。なお、ヴェルテンベルクの1930年法は、農場の年間純益を基準として農場の価格を決定することとし、詳細な規定をおいている。(4条)

同様に、農場令も、農場を収益価格で評価するという立場であるが、具体的には、課税評価額(steuerlichen Einheitswert)に従って算定すべきこととしている。(12条2項)そして、その課税評価額は、1934年の評価法(Reichsbewertungsgesetz vom 16. Oktober 1934, RGBI. I, S. 1035)により、農場の年間純益の18倍の額を規準とすることとされている(19条2項)。

農場は、右のように、近時の一子相続立法によると、収益価格で評価され、したがって農場承継人以外の共同相続人の受ける補償の額は必ずしも大きくないことになるが、このことは諸子平等の原則に反しないか。とくに西ドイツにおいて基本法第3条1項の平等原則に反することはないかということが論じられている。この点、シャルダイは、一子相続法が、何世紀もの法慣習により固まったものであること、当該の社会や一般社会の考え方によっても正当なものとされていること、かつこの方法によってのみ、農場を一体として家族に維持するという経済的・社会的目的が達せられるから、事物の性質(die Natur der Sache)の要求するところだという理由づけを示している。そのほかさまざまな見解が示されているが、学説は、一般的に、少なくとも農場を収益評価で評価することは、憲法上の平等原則に反することがないとす

る点で一致している。ただ現行の農場令のごとく、1934年の評価法により、課税評価額で農場を評価することは、共同相続人の地位を不利益にするという観点から、若干の異論がみられるにとどまる。この点、連邦法務省の農場法の草案は、上の課税評価額によらず、農場の具体的な収益価格により農場の価格を計算すべきこととしているが、これは将来の方向を示唆するものとして注目してよい。いずれにしても、評価の規準をどこに求めるか、ということは、技術的問題にとどまらず、実質的に共同相続人の利益を左右する大きな問題である。

農場の評価に関連して、ドイツ各地方の相続慣行によると一子相続人が先取相続分を取得する例が多い。しかし、そのような慣習の存しない地方もある。たとえば、シュヴァルツヴァルトやヴェルテンベルクにはこのような慣習はない。ただし、ヴェルテンベルクの場合、前述のごとく、収益価格の決定が必ずしも厳密になされず、諸事情によるため、先取相続分は、「堪えうる承継価格」のなかに、すでに含まれているといわれる。この点ヴェルテンベルクの1930年法は、農場を家族に維持するため、一子相続人の負担を少なくするという考慮から、農場価格の4分の1を先取相続分として農場承継人に与えた。農場令は、遺産債務を減じた農場価格の10分の3を先取相続分と規定したが(12条3項)これについても諸子平等の原則との調和が問題とされている。しかし一子相続人の過度の負担を避けさせるために、先取相続分を認めるべきだとする学説が支配的である。

連邦法務省の草案も、10分の3の先取相続分を予定している。

4. 農場譲渡人に対する終身扶養義務

慣習によると、農場所有者が生前、農場を一子に譲渡する場合、農場承継人は譲渡人夫婦に対し終身扶養の義務を負う。その内容は、農場譲渡契約中に詳細にわたって記載されるのが通常であるが、たとえばシュヴァルツヴァルト地方の場合、居住権・利用権のほか、食糧・燃料等の供給を受ける権利が包含されている。すなわち、大きい農場ではSpeicherとよばれる隠居所(Leibgedingshaus)があつて、農場譲渡人は、ここに隠居した。小さい農場では、農場譲渡人は承継人の家屋に居住し、場合によっては、「小部屋」(“Stüble”)に住む。通常被扶養者は世帯を別にし、なお余力があれば農業を若干おこなった。また、彼らは「牛舎における第1級もしくは第2級の」乳牛を所有して、これを農場承継人の牧場で放牧させるか、または農業承継人がこれを飼育した。農場譲渡人が乳牛の所有を欲しない時には、農場承継人は「しぼりたての」牛乳を毎日供給する義務があつた。そのほか食料品・燃料等を供給する義務があり、また定期

的に若干の金銭を支払う義務もあった。

契約中では、しばしば終身扶養の費用が金銭で評価されていたが、通常その8倍が農場の価格を示した。隠居した者は、終身扶養を放棄することができ、この場合には農場承継人は年金を現金で支払わねばならなかった。もし老人が病気のため自己の世帯を維持できないときは農場承継人がこれを看護し、一切の求めに応ずる義務があった。このような終身扶養の義務が農場承継人にとって、非常に圧迫となったことはいうまでもなく、場合によっては、農場譲渡人が広範な終身扶養を留保する結果、終身扶養の方が全農場の収入以上になる場合があったといわれ、また終身扶養が数年後には農場の譲渡価格を超過する事例もあったといわれる。

以上は、シュヴァルツヴァルトにおける第2次世界大戦前の事情であるが、第2次世界大戦以後の今日でも、それほど大きい変化を示していないといわれる。また、長子相続の行なわれるヴュルテンベルクにおいても、以上の事情は差がない。かような終身扶養をめぐる争いがあり、それが家庭内で片づかない場合には、村の名声ある人物——かつては牧師——による仲裁がなされる。しかしそもそも争いの生ずることは、きわめてまれであって、被扶養者は農場承継人と通常テーブルをともにし、農場承継人は被扶養者に孝養をつくす。近所の人達も、被扶養者の権利が害されないか否かについて、大いに関心を払う。したがって農場承継人にいちじるしい不謹慎、あるいは非常な親不孝がある場合にのみ契約が実益をもつに至るにすぎない。かような争いがあるって、農場譲渡人が隠居所に引っ込んだり、近隣に移ると、終身扶養は額面通りに、しかも現物給付に代えて金銭で与えられなければならない。以上のように、農場所有者夫婦の老後の保障が、通常は、農場承継人の家族との共同生活による共同体的和合によって蔽われていても、その背後に、冷厳な契約原理に立脚した財産権が控えているということは、きわめて重要なことである。

かように、慣習上の終身扶養義務の内容は、農場承継人にとって非常に大きな負担となるが、前記のごとく、バーデンの1898年の一子相続法は、これについて規定をおかなかった。また農場令も、右に示したごとき内容の終身扶養義務については規定をおかず、単に農場の被相続人の生存配偶者の終身扶養の請求権を一定の要件のもとに規定するととめている。そのほか、この問題と密接に関連することであるが、1957年に「農民の養老金に関する法律」(Gesetz über eine Altershilfe für Landwirte vom 27. 7. 1957=GAL BGBl. I, S. 1063) が連邦法として制定され、同年10月1日から施行されている。慣習上の終身扶養義務が立法のうえて次第に合理的

な扶養ないし社会保障的な内容に置き換えられつつある。」

以上のように諸外国における家族協定農業の背景は我が国のそれとは異なっているが、すぐれた制度であれば、我が国農業に適合した型でとり入れることが望ましい。

第4章 総括と今後の課題

家族協定は、農村の近代化と、農業後継者確保の問題として大きくクローズ・アップしてきた。

我が国においては、農民層分解過程に巻き込まれた家族農業経営が、あとつぎを私的かつ個別的に確保することが困難になり、その存続に危機を感じるに至っている現状において、農業後継者問題としてとらえられている。

農業経営それ自体としての存続が問題になるのは、やはり経営規模の大きな農家であって、規模の小さなもの場合には、安定兼業への志向が強く「農業後継者問題」は農業経営の存続の問題というよりも、老後の扶養問題一般に解消してしまう傾向が強い。

家族協定農業は、現在の家族農業経営の変化の延長上に位置することは確かであり、経営主と後継者とのあいだ、および後継者とそれ以外の子とのあいだの关系到理論的にはすっきりした解決を与えているかにみえる。

「家族協定農業」は、過渡的にある日本の農村、特に農業家族の近代化への一つの契機とも考えられるだけに、その成立のための諸条件がもっと科学的に精密に分析されることが必要である。

「家族協定」がむすばれていく条件としては、第1には戦後の民主主義的価値観が、ようやく農業家族のなかに浸透しはじめてきたことであり、第2には、日本経済の動向に対応して、農業家族の構造自体が変化し、後継者自体をもふくめて息子たちが離農傾向を示し、それをつなぎとめるために父の側からのいろいろな妥協が試みられるようになってきたことである。「話し合いの機会がほしい」という青年層の意見や、「いろいろ問題が多いように思われるが、若い者が意欲的になってくれるならば時代の流れとして父子協業方式にすまねばならないだろう」という経営主や母親の考え方は農業家族がその内部からともかくも変化する過程にあることを示している。

K氏によると「家族農業経営の承継」=農家における経営の交替は、つぎのように分類することができる。

- (1) 経営主の死亡によって承継することを原則とする場合——(死にゆずり)
- (2) 経営主の引退によって承継することを原則とする場合——(生前贈与)
- (2) 型には (A) 画然型と (B) 漸次移行型とがあり

農業近代化のための「家族協定農業」に関する諸問題

後者は、a型、b型、c型に分類することができよう。

すなわち、

(A) 全面的移行型

(B) 漸次的移行型

(a) 急進型

(b) 緩徐型

(c) 代行型

であるといっている。

A型は隠居慣行を踏襲したものであって、家長＝経営主の年齢または能力の減退を理由に「あとつぎ」に承継させるものであって、「死にゆずり」の(1)型にも例外的にみられるものと同様な意味をもっている。

B型は隠居のように画然としおらず、「経営主」の機能を漸次的に移行させていくものであって、いわばずるずるべったり式に承継が行なわれるものである。おやじの機能は農作業の責任、部落会合への出席、現金の管理、預金名義の変更、不動産所有名義の変更(生前贈与)等であり、これらはほぼこの順序で「あとつぎ」に移行される。そのうち、a型は、経営主の病気とあとつぎの条件具備、またはその間の不和等のために急進的にその機能が順次承継される場合であり、A型に近く、b型は経営主の漸次的な能力減退とあとつぎの統力成熟によって徐々に経営主の機能を分化的に移行する場合であり、c型は経営主の健康上の理由、またはあとつぎの訓練のために経営主の機能を代行させつつ次第に移行させる場合である。

筆者の立場としては、家族協定農業契約は文章化して契約するというのも大切であるが、しかし、家族間において話し合いの場ができるだけでも、農家の近代化に役立つものと考え次第である。

また、同じ家族協定について我が国と諸外国とを比較した結果つぎの点があきらかとなった。すなわち、家族協定については、大きくわけて、①農業教育に関するもの、②農業経営権譲渡に関するもの、③固定資産譲渡に関するもの、④老後の扶養に関するものがあるが、我が国においては、特に①農業教育に関するもの、②農業経営権譲渡に関するものが多い。これは農業後継者を確保することに力点を置き、また、農業後継者の年齢が若い点に原因がある。

アメリカ・フランスにおいても、我が国との類似点が多いが、アメリカにあっては、農業は他産業との対抗が充分可能な生産性をもって法人化されているものが多いためその規模については比較にならない。西ドイツにおいても個人主義が発達しているために、③固定資産の譲渡に関するもの、④老後の扶養に関するものが多い。したがって、農業後継者確保というよりもむしろ、老後の保障・社会保障の意味をもつといえる。

農村における問題点、とくに農村青少年をとりまく深刻な問題点は、「家族協定」に集中され、それによって問題の解決をはかろうとしているといえる。

そしてこれは、農村の近代化の一つのプロセスであるといえる。とみることができる。

家族協定を行った農家における農村生活の改善、ならびに人間関係、農家権成員の生活意欲は向上しているといえるが、個々の事例については、今後の研究にまかたい。

今後の課題

我が国で農村における「家族協定」をおしすすめている場合、どのような課題が残されるかを以下に記したい。

すなわち、試案協定や経済部門協定は、当然既存の農業教育や改良普及事業との関連としてどう対処していくかの問題がある。

賃金協定の項目については、賃金水準やその計算方法について報酬額をどのようにとり決めていくかという問題がある。

生活の実態をみると、我が国農村の場合、父子間で家計が未分離であり、また生活面でも自給している面がかなり多い現実では、果して「協定」の遵守がどの程度の意味をもつか、どこまで可能かが問題となる。

経営分割は賃金協定や共同経営協定の場合に予想されるもので、父子間で何らかの事由によって経営が分割され零細化するのではないかとという危惧が残る。

つぎに税制の面では、所得税(市町村民税・道民税)贈与税・相続税などの関係において問題点が残る。賃金を経営費として課税対象から除去するとすれば、さらに問題が生じてくる。

農業法人(1戸1法人)については例えば共同経営協定に関する問題が生じてくる。

農地法との関連でみると、第3条の権利移動の統制、第21条の小作料統制などの点が関連してくる。

民法の均分相続制度は、遺留分侵害の問題を生ずるほか、賃金延期労働契約ともかかわってくるし、賃金を農地等で支給するとした場合においては、都市近郊農村においては高地価の農地をいかに評価するかが問題となってくる。

つぎに、老後の生活保障の問題が賃金協定にしる賃金延期労働契約の場合にしるでくる。

「家族協定」によって息子に労働報酬なり、農地が移管するとなれば、両親の老後生活の保障をどうするかは不可欠の条件としてでてくるわけで、我が国の社会保障制度の検討が要請されてくるのである。

しかし、こうした点について、「家族協定」が円滑に農村に導入されるべく、あらゆる角度からの研究が進められる必要がある。

附記、この研究をすすめるに当って援助下さった現地の方々、北大法学部教授山畠正男先生、北海道農業会議の諸氏、前木茂氏、南幌高等学校教諭田中清一氏に対し感謝の意を表わしたい。

参 考 文 献

自立農家への道 全国農業会議所。
農業の友 農業の友社。

飼料作物の栽培 北農会版 村上馨。

親子契約—農業近代化へのビジョン— 家の光協会 西村修一。

父子契約の進め方 田中清一 北海道南幌高等学校刊。

家族協定農業に関する資料 北海道農業会議 昭和42年。

家族協定農業契約事例集 北海道農業会議 昭和41年。

家族協定農業の現状と課題 北海道農業会議 昭和41年。

家族協定農業に関連する制度上の留意事項 北海道農業会議。

西ドイツの農村における資産相続とその背景 川井健。